

田辺市東部公民館の利用の心得

1. 公民館の施設を利用できる時間は、開館日の午前9時から午後9時までです。
2. 利用後の清掃、片付けを含めて午後9時30分までには、館を施錠できるよう時間厳守による使用をしてください。
3. 年末年始（12月29日～1月3日）は休館日です。
4. 政治活動・宗教活動・営利目的・暴力団関係者の利用はできません。
5. 公民館の使用にあたっては、1ヶ月前の月の初日から予約ができます。
6. 東部公民館区と南部公民館区に住所を有する人が半数以上いる団体は、利用する月を含む3ヶ月前の月の初日から予約ができます。
7. 地域団体（町内会、婦人会、子ども会等）は利用する月を含む6ヶ月前の月の初日から予約ができます。
8. 利用には、団体登録（毎年度）が必要です。
9. 定期的に使用する場合は週1回までとし、2日以上連続して使用できません。行事等で連続して使用する場合は、公民館長の許可が必要です。
10. 利用後は、貸館使用簿に必要事項を記入してください。

【留意事項】

11. 東陽中学校の学習活動や学習環境に十分配慮してください。
12. 公民館利用者は、許可無く学校施設への立ち入りはできません。
13. 近隣に迷惑となるような、音や振動を出す利用には使えません。（駐車場を含む）
14. ゴミは必ずお持ち帰りください。
15. 部屋の使用後は掃除をしてください。備品や器具を使用した場合は、それらの洗浄と片付けをしてください。
16. 器具や備品を汚したり破損した場合は申し出てください。原則として、破損した場合は、補償していただきます。
17. 利用者の器具等の保管はできません。多少に関わらずその都度お持ち帰り下さい。なお、公民館ではそれら器具の破損・紛失等に一切の責任を負えません。
18. 使用を中止・変更する場合は速やかに連絡してください。
19. 許可を得ている内容以外での使用はできません。
20. 他の使用者に迷惑のかかる行為は厳禁です。
21. 下履きは下足棚へ、スリッパは上履き棚へ整頓してください。
22. 大集会室は床面を保護するため、スリッパ及び運動靴以外での使用はできません。また床を傷めるような活動はできません。
23. 飲食を目的とした利用は原則として禁止です。お茶程度の飲み物は清掃の徹底を条件に認める場合もありますので、申請時に申し出てください。
24. 給湯室を使用する場合は事前に申し出てください。使用後は後片付けと火の元の確認をしてください。
25. 敷地内は禁煙です。

【車両の乗り入れについて】

26. 東陽中学校体育館の裏が、公民館の駐車場（24 台）です。所定の場所以外への駐車は禁止です。
27. 構内での車両の運転は徐行をしてください。特に生徒の安全には十分注意してください。
28. 多数の車両が乗り入れる場合は、利用団体の責任により、駐車場係を配置するなど、生徒の安全確保のための工夫をしてください。
29. 敷地内における車両の事故やトラブルについては、公民館は一切責任を負えません。

【不審者対策について】

30. 構内で行動の不審な人がいるのを発見したときは、直ちに公民館職員又は学校職員に連絡してください。
31. 正門横にあるインターホンで公民館事務室と連絡が取れます。
32. 地域の子どもは地域全体で育てる学社融合を積極的に推進していくために、中学校に公民館が併設された趣旨を踏まえ、不審者等の排除にも、公民館利用者の皆様のご協力をお願いします。
33. 上記以外については、職員にお問い合わせください。

※上記の各事項について厳守できない場合は、今後の使用を許可しない場合があります。

田辺市東部公民館

〒646-0025 和歌山県田辺市神子浜 1-4-66
(東陽中学校内)

Tel : (0739) 25-0360 Fax : (0739) 34-2585